

先駆的な金融市場等の形成に向けた検討会 設置要綱

(設 置)

第1条 大阪府内における新たな金融サービスの実装や市場の形成に向けた実証実験に対する補助制度の効果的な運営について検討するため、先駆的な金融市場等の形成に向けた検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 第1条の補助制度の運営及び補助事業選定に関する事項
- (2) その他、第1条の補助制度に関する事項で、事務局が必要と認める事項

(検討会の組織)

第3条 検討会の委員は、大阪府が委嘱する者をもって構成する。

(検討会の運営方法)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

- 2 事務局は、必要があると認めたときは、新たな金融サービスに係る知見を有する者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 事務局は、必要があると認めたときは、検討会の招集を行わず、書面その他の方法により委員の意見又は説明を聞くことができる。
- 4 検討会の庶務は、事務局が行う。

(報償費)

第5条 委員及び第4条第2項の規定により出席した関係人（以下「委員等」という。）の報償費の額は、日額1万8千円とする。

- 2 前項の報償費は、出席（電話回線、インターネット回線等を用いた会議への出席及び書面等による検討会開催での意見聴取を含む）した日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報償費を支給しない。

(旅費)

第6条 委員等の旅費の額は、職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

- 2 前項の旅費の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第7条 委員等の報償費及び旅費の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、府吏員の例による。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、大阪府政策企画部戦略調整局に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則

この要綱は、令和8年7月17日から施行する。